

町内会を知ろう!

～あなたにいちばん身近な地域の集まり～

市内には81の町内会・自治会(以下、町内会)があります。町内会は、「安全・安心」「交流」「環境美化」「福祉」等の活動や、「行政とのパイプ役」として、住みよいまちづくりを行っている、私たちの一番身近な自治組織です。

主な活動の紹介

安全・安心

交通安全・防犯活動や防災訓練

交通安全・防犯パトロールや、防災関連の訓練・啓発を行っています。



交流

交流イベントの開催

コロナ禍にあっても、住民相互の親睦を深めるために、いろいろと工夫しながらイベントの企画・運営をしています。



ウォークラリーイベント。
日傘で人との距離を確保しています。

福祉

高齢者の見守り活動

健康体操教室やサロンの開催を通じて、福祉活動を進めています。



環境美化

ゴミステーションの管理

ゴミステーションの管理や清掃を行い、きれいで快適なまちにしています。



ゴミ出しは生活に欠かせないもの。
しっかり分別をしましょう!

行政とのパイプ役

行政への土木事業要望

危険な道路を改修するよう行政に要望し、安全・安心なまちづくりを進めています。



インタビュー

町内会のここが良い!



新田町内会で活躍中の事務員
横畑さん 高橋さん

- 町内会の行事等に参加することで、地域の幅広い年齢層の人と知り合え、日頃からあいさつ等、コミュニケーションを取ることが楽しみになります。
- 生活に密着した組織なので、普段の生活で困った時はどんな些細なことでも親身に話を聞き、力になってくれます。

町内会への加入方法は?

お住まいの地域の町内会に連絡してください。町内会の連絡先が分からない場合は、市民協働課まで問い合わせてください。転入・転居の人は、手続き時に市民課・支所で配付している「町内会・自治会会員異動届出書」に記入し、市民課設置の提出用ポストに投函するか、支所・町内会事務所に持参してください。異動届出書が各町内会に届いた後、加入についての案内があります。 ※町内会・自治会一覧はQRコード参照。



ただいま訓練中！～新入団員訓練～

新入団員に消防団活動に必要な基本的な教養訓練を行っています。規律を学ぶ訓練礼式、消火栓及び防火水槽の取扱い、ホースの延長・収納要領等について、消防職員と機能別団員の指導の下、実施しています。

訓練礼式



敬礼！
指の先まで神経を集中！

消火活動訓練展示



放水する姿を実際に見学

消火栓取扱い



フタの中を見るのは初めて…

二重巻きホース作成



ホースを巻く作業だけで
足腰が鍛えられそう

消防団マメ知識～勤務先配慮について～

市消防団では、消防団員が勤務する事業所に対して、消防団活動(火災等の災害活動、訓練及び警戒活動等)を行う場合の休暇の配慮や、人事面で不利な扱いを受けないように文書でお願いしています。消防団員が勤務している事業所については、消防団員が活動しやすい環境作りのため、ご理解とご配慮をお願いします。

わが町の消防団

File16 池浦分団

We are the 池浦分団。地域防災の核となるパワースポット。この春、2名の新団員を迎え、交代する団員からバトンを引き継ぎました。写真はその一幕で、筒先(放水器具)とトビ口(破壊器具)を渡しています。新体制となった池浦分団は、より一層地域の防災減災のために活動していきます。また、今後も活動の輪を広げるため、新しい仲間を募集中です!!



File17 桜井分団

団員の年齢が近く意見交換が活発な仲の良い消防団ですが、訓練時や出動時は責任感を持って活動しています。地域に根付いた消防団で、この地域出身者の登竜門です！桜井町・東町・姫小川町出身の方、転居してきた方、お勤めの方はぜひ桜井分団へ！様々な知識、技術が身につき、気が付いたら地元のヒーロー♡これから一緒に地域のために頑張ってみませんか!?





共通申込事項 申込み時には次の内容を明記してください。
●催し名 ●〒住所 ●氏名(ふりがな) ●電話番号

申込書・申請書等 特に記載がない場合は各記事の間合せ先窓口・市HPで配布しています。

共通申込事項 申込み時には次の内容を明記してください。
●催し名 ●〒住所 ●氏名(ふりがな) ●電話番号

市制施行70周年記念事業

安城プレミアム建設券を販売します

安城商工会議所は、土木・建築工事、板金、塗装、左官、電気工事、造園工事等の各種工事で利用できるプレミアム率20%の「安城プレミアム建設券」を販売します。



- 販売単位 1口5万円(額面6万円)
- 購入限度数 1人6口(額面36万円)まで
- 発行総額 1.8億円(3000口)
- 利用期間 7月1日(金)~令和5年1月31日(火)
※利用期間内に工事を開始し、完了すること。
- 購入対象者 18歳以上(令和4年4月1日時点)の市内在住者で、自己が居住する専用住宅又は自己が専有する敷地内の工事を実施する者
※申込みは1世帯につき1回まで。
- 申込方法 6月1日(水)~15日(水)に、工事を依頼する建設券取扱店を通じて安城商工会議所へ
※建設券取扱店は、安城プレミアム建設券HP(QRコード参照)又はチラシを確認してください。また、建設券取扱店と相談の上、工事施工が確定した後に申し込んでください。
- その他
 - 申込みが発行総額を超えた場合は、抽選により購入者を決定します
 - 購入決定後のキャンセルはできません
 - 詳細は、安城プレミアム建設券HPを確認するか、事務局へ問い合わせして下さい
 - 問合せ 安城プレミアム建設券事務局(安城商工会議所内/☎(45)7688)、市商工課(☎(71)2235)



知っ得!身近な消費生活相談14

無料エステのつもりが……の巻

●安い料金につられ、安易にモニター募集や体験コースに申し込みをするのはやめましょう。
●長期間の契約や化粧品を勧められ、高額な契約となる場合があります。
●契約するつもりがなければ、毅然と断りましょう。
●本当に必要か、支払えるのかよく考えましょう。
★エステ(特定継続的役務提供)はクーリング・オフの対象です。



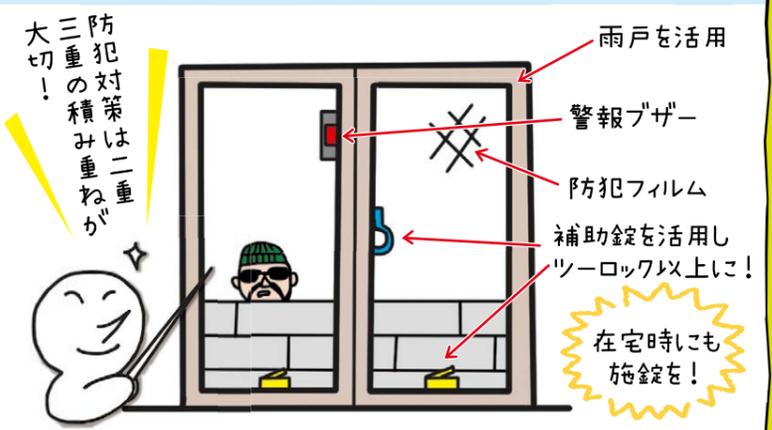
5月は消費者月間です!今年のテーマは「考えよう!大人になるとできること、気を付けること」です。4月から成年年齢は18歳に引き下げられ、「18歳から大人」になります。契約等できることが増える分、責任も生じます。消費者トラブルに巻き込まれないよう、「自分でよく考える消費者」になることが重要です。

安城市消費生活センターでは、「消費生活」にまつわる様々な相談をお受けします
一人で悩まず、まずはお電話を! 安城市消費生活センター(☎(76)7749)
(月)火(木)金午前9時30分~午後4時(受付は午後3時30分まで) ※祝・年末年始を除く。
※同センター閉所時は消費者ホットライン(☎188)へ。開所している相談窓口につながります。

やってみよう 防犯

今月の教訓
ドロボウは「1階の窓」が大好き

戸建・集合住宅を問わず、「1階の窓」は玄関ドアよりもカンタンに泥棒に入られてしまいます。



☎▶安城警察署(☎(76)0110)、市市民安全課(☎(71)2219)

急病のときは

- 1 まずは、かかりつけ医へ
 - 2 休日夜間急病診療所(保健センター併設/☎(76)2022)へ
- | 科目 | 診察日 | 受付時間 |
|-----|---------------------------|---|
| 内科 | (月)~(金) | 午後8時~10時 |
| | (土) | 午後5時~9時 |
| 小児科 | (日)・(祝)・年末年始(12月30日~1月3日) | 午前8時30分~11時30分、午後1時~4時30分、午後5時30分~9時(午後5時30分~9時は内科・小児科のみ) |
| 歯科 | (日)・(祝)・年末年始(12月30日~1月3日) | 午前8時30分~11時30分、午後1時~4時30分、午後5時30分~9時(午後5時30分~9時は内科・小児科のみ) |
- 3 救急医療情報センター(☎(36)1133/毎日24時間受付)
 - 4 子ども医療電話相談 受付日時▶毎日午後7時~翌日午前8時 電話番号▶短縮番号#8000又は(☎052(962)9900)
 - 5 八千代病院(☎(97)8111)、安城更生病院(☎(75)2111)

軽自動車税・自動車税のお知らせ

☎市民税課(☎(71)2213)

軽自動車税(種別割)・自動車税(種別割)の納期限は**5月31日(火)**です

4月1日現在の軽自動車所有者へ、5月2日(月)に納税通知書を発送します(普通自動車所有者には県から発送)。名義変更・廃車手続きを業者等に依頼したにも関わらず、納税通知書が届いた場合は、手続きが3月末日までに完了していない可能性があります。依頼先に確認してください。

☎軽自動車税▶市市民税課(☎(71)2213)、自動車税▶県西三河県税事務所(☎0564(27)2712)

口座振替、スマートフォン決済、クレジット納付の人に軽自動車税(種別割)の納税証明書(継続検査用)を発送します

時(発送日)
口座振替の人、5月1日~15日にスマートフォン決済又はクレジット納付をした人▶6月13日(月)
5月16日~5月31日にスマートフォン決済又はクレ

ジット納付をした人▶6月22日(水)
他納付をしてから納税証明書が届くまでの間に、軽自動車の車検のため納税証明書が必要な人は、市民税課、市民課(証明・旅券窓口センター、各支所)へ問い合わせてください

軽自動車税(種別割)減免の申請期限は**5月31日(火)**です

- 内 下記①~③の軽自動車は減免の対象です
- ①一定の障害以上の身体障害者等が所有する軽自動車(普通自動車税の減免を受けている場合を除く)
※障害者1人につき1台。知的障害、障害の等級によっては家族運転の場合も対象。
 - ②身体障害者用構造車(車いす移動車等)
 - ③社会福祉法人等が社会福祉事業を行うために所有している軽自動車
- 申 5月31日(火)までに必要書類を持って市民税課へ
※必要書類は電話で問い合わせるか、市HPで確認してください。



相談窓口

5月1日～6月14日分

各分野の専門職が相談に応じ、秘密は固く守ります。相談業務は正午～午後1時(消費生活相談員による消費生活相談は除く)、5月3日祝～5日祝は休みます。
※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止又は日程を変更する場合有。

名称	日時・予約期間・定員等	対象	場所・予約・問合せ
弁護士による法律相談	毎週(金)、18日(水)/午後1時～4時(相談時間は1人30分)/要予約(※)/先着各6人	市内在住・在勤・在学者	場予 市役所相談室(北庁舎1階/☎(71)2222) (※)6月分の予約は5月20日(金)午前9時から受け付けます。
司法書士による法律相談	5月2日(月)・16日(月)、6月6日(月)/午後1時～4時(相談時間は1人30分)/要予約(※)/先着各6人		
司法書士・土地家屋調査士による相続・登記・測量相談	5月11日(水)、6月8日(水)/午後1時～4時(相談時間は1人30分)/要予約(※)/先着各6人		
行政書士による相続・遺言・契約等書類作成相談	5月10日(火)、6月14日(火)/午後1時～4時(相談時間は1人45分)/要予約(※)/先着各4人		
女性相談	毎週(水)/午前10時～午後4時/予約優先(※)/先着各5人		
行政相談	5月17日(水)、6月7日(水)/午後1時～4時/当日受付		
人権相談	5月19日(木)、6月2日(木)/午後1時～4時(相談時間は1人30分)/当日受付	市内在住者	場 市役所相談室(北庁舎1階) 予 市民税課(☎(71)2213)
市民相談	(月)～(金)/午前8時30分～午後5時/当日受付		
税理士による税務相談	5月9日(月)、6月1日(水)/午後1時30分～4時(相談時間は1人35分)/予約優先/先着各8人 7月6日(水)の予約は5月6日(金)から		
宅地建物取引士による不動産・空き家相談	5月24日(火)/午後1時～3時30分(相談時間は1人30分)/要予約(予約期間→5月2日(月)～19日(水))/先着4人	市内在住者、市内に不動産又は空き家を所有する人	場 市役所相談室(北庁舎1階) 予 建築課(☎(71)2241)
労働相談	5月12日(木)、6月9日(木)/午後1時～4時/要予約(予約期間→各相談日前々日まで)/先着各6人	誰でも可	場 市役所相談室(北庁舎1階) 予 商工課(☎(71)2235)
消費生活相談員による消費生活相談	(月)(火)(水)(金)/午前9時30分～午後4時(受付は午後3時30分まで)/予約優先(※) 当相談を利用した人に限り、弁護士による消費生活相談利用可(毎月第4(水)午後1時～3時、要予約)	市内在住・在勤・在学者	場予 消費生活センター(市役所さくら庁舎1階/☎(76)7749) (※)各相談日の1週間前の午前9時から。相談時間外は商工課(☎(71)2235)へ
職業相談・紹介	(月)～(金)/午前9時～午後4時30分/当日受付 ※正午～午後1時は検索機の利用のみ可。	誰でも可	場 市地域職業相談室(市役所さくら庁舎1階/☎(71)0311)
内職相談	毎週(金)/午前10時～午後3時(受付は午後2時30分まで)/当日受付(予約不可)	県内在住者	場 市役所さくら庁舎1階 問 子育て支援課(☎(71)2229)
ひとり親家庭相談	(月)～(金)/午前8時30分～午後5時15分/当日受付	市内在住者	場 問 子育て支援課(☎(71)2229)
児童相談	(月)～(金)/午前8時30分～午後5時15分/当日受付	市内在住で18歳未満の子の保護者	場 問 子育て支援課(☎(71)2272)
若者相談(不登校・ひきこもり等)	毎週(水)、5月7日(土)・13日(金)、6月4日(土)・10日(金)/午前10時～午後4時/要予約(予約期間→各相談日前日までの火)～(土)午前9時～午後5時/先着各5人	市内在住・在勤・在学で義務教育を修了した15歳～39歳の人、その家族	場 問 青少年の家(☎(76)3432) 予 市若者総合相談窓口(あんさぽ)(☎090(5002)5229)
障害者更生相談	5月12日(木)、6月9日(水)/午後1時～4時/要予約(予約期間→各相談日前々日の正午まで)/先着各6人	市内在住の身体知的障害者、介護者	場予 総合福祉センター(社会福祉会館内/☎(77)7888)
カラダいきいき栄養相談	5月11日(水)・25日(水)、6月1日(水) A(じっくり)コース→午前9時～正午(相談時間は1人1時間) B(かんたん)コース→午後1時～3時30分(相談時間は1人10分程度、出入り自由) Aコースは要予約(各相談日前日まで)/各日先着2人	市内在住・在勤で20歳以上の人(家族の相談可)	
家族のためのこころホッと相談日	5月12日(木)、6月2日(水)午後1時～4時30分(相談時間は1人1時間)/要予約(予約期間→各相談日前々日まで)/先着各3人	精神科等に通っていないが、うつ傾向と思われる人の家族	場予 保健センター(☎(76)1133)
思春期保健相談ルーム	5月10日(火)・24日(火)、6月7日(火)/午後1時～5時/電話相談 Eメール(shishunkiroom@city.anjo.lg.jp)での相談は随時受付/面談の場合は要予約(随時受付)	市内の小中学生～高校生と保護者	
保健師等による保健相談	(月)～(金)/午前8時30分～午後5時/電話相談 面談の場合は要予約(随時受付)	市内在住者	
教育相談	(月)～(金)/午前9時～午後5時/電話相談 来所相談の場合は要予約(随時受付)	市内在住の小中学生及び保護者、教職員	場予 教育センター相談室(☎(76)9674)
臨床心理士によるふれあい相談	(月)～(金)/午前10時～午後5時(月)は午後6時まで/要予約(随時受付)		